

# 近江八幡市

## 道路整備アクションプログラム



市道武佐老蘇線(西生来工区)事業中

令和8(2026)年3月

近江八幡市



# 近江八幡市 道路整備アクションプログラム

## 目 次

I. 計画の見直しに当たって.....	1
1. 見直しの目的 .....	1
2. 道路整備アクションプログラムの位置づけ.....	1
II. 道路整備アクションプログラム見直しの流れ .....	2
III. 道路整備の優先度に係る方針.....	3
1. 道路整備の優先度に係る方針 .....	3
2. 計画期間 .....	3
3. 道路網マスタープラン .....	4
4. 評価方法 .....	15
5. 評価対象路線 .....	19
6. 評価対象路線以外の対応方針 .....	23
IV. 対象路線の評価.....	24
1. 一次評価 .....	24
2. 二次評価 .....	28
3. 三次評価 .....	34
4. 四次評価 .....	37
V. 道路整備アクションプログラム.....	40
1. 整備路線 .....	40
2. 整備要望路線 .....	45
VI. 持続可能な道路環境の維持管理.....	47
1. 持続可能な道路環境の維持管理への取組 .....	47
2. 強靱で安心・安全な道路環境への取組 .....	47
用語集.....	48



# I. 計画の見直しに当たって

## 1. 見直しの目的

本市では、より効果的・効率的な道路整備を進めるため、「安心・安全な暮らしを支え、次世代へとつなげる『みちづくり』」を本市の道路整備の基本理念とし、「1. 防災・減災を支える『強い』道路網の形成」「2. 観光・経済活動を支える『にぎわい』を生み出す道路網の形成」「3. 暮らしの利便性を向上させ『安心・安全』に移動できる道路網の形成」「4. 健康増進を支える『ゆとり』をもたらす道路空間の形成」「5. 次世代へ『つなぐ』持続可能な道路環境の維持管理」の5つの道路整備の基本方針を掲げた、将来の道路網の基本計画となる「近江八幡市道路網マスタープラン」を見直し、改定しました。そこで、改定した「近江八幡市道路網マスタープラン」を踏まえ、限られた財源の中で今後10年間に整備すべき道路を検討することを目的に、「近江八幡市道路整備アクションプログラム」についても見直すものです。

## 2. 道路整備アクションプログラムの位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。国や滋賀県、本市の上位・関連計画における道路整備の考え方のほか、道路網マスタープランを踏まえ本計画を検討します。

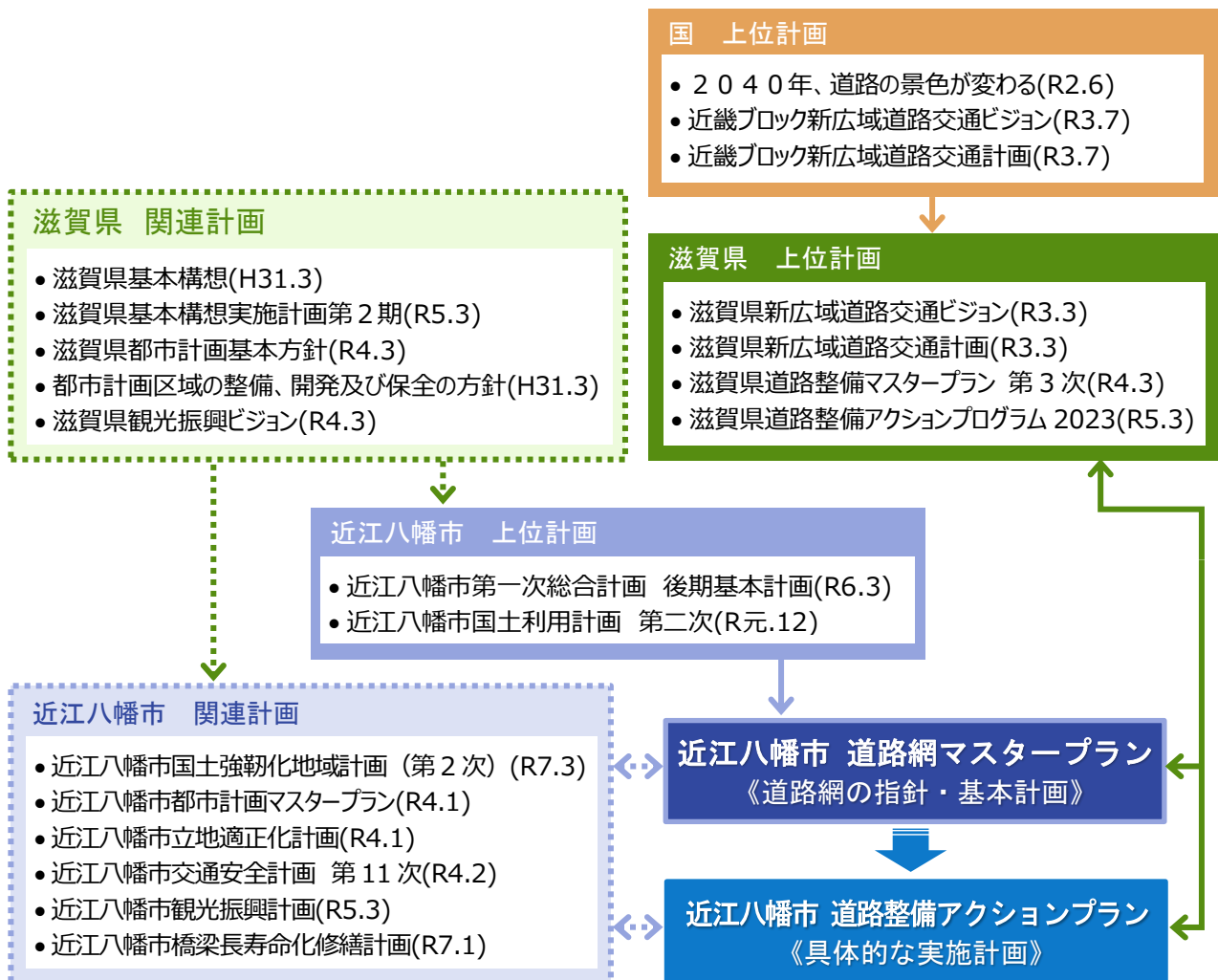


図 1-1 道路整備アクションプログラムの位置づけ

## Ⅱ. 道路整備アクションプログラム見直しの流れ

本計画は、以下の流れで見直しを実施します。

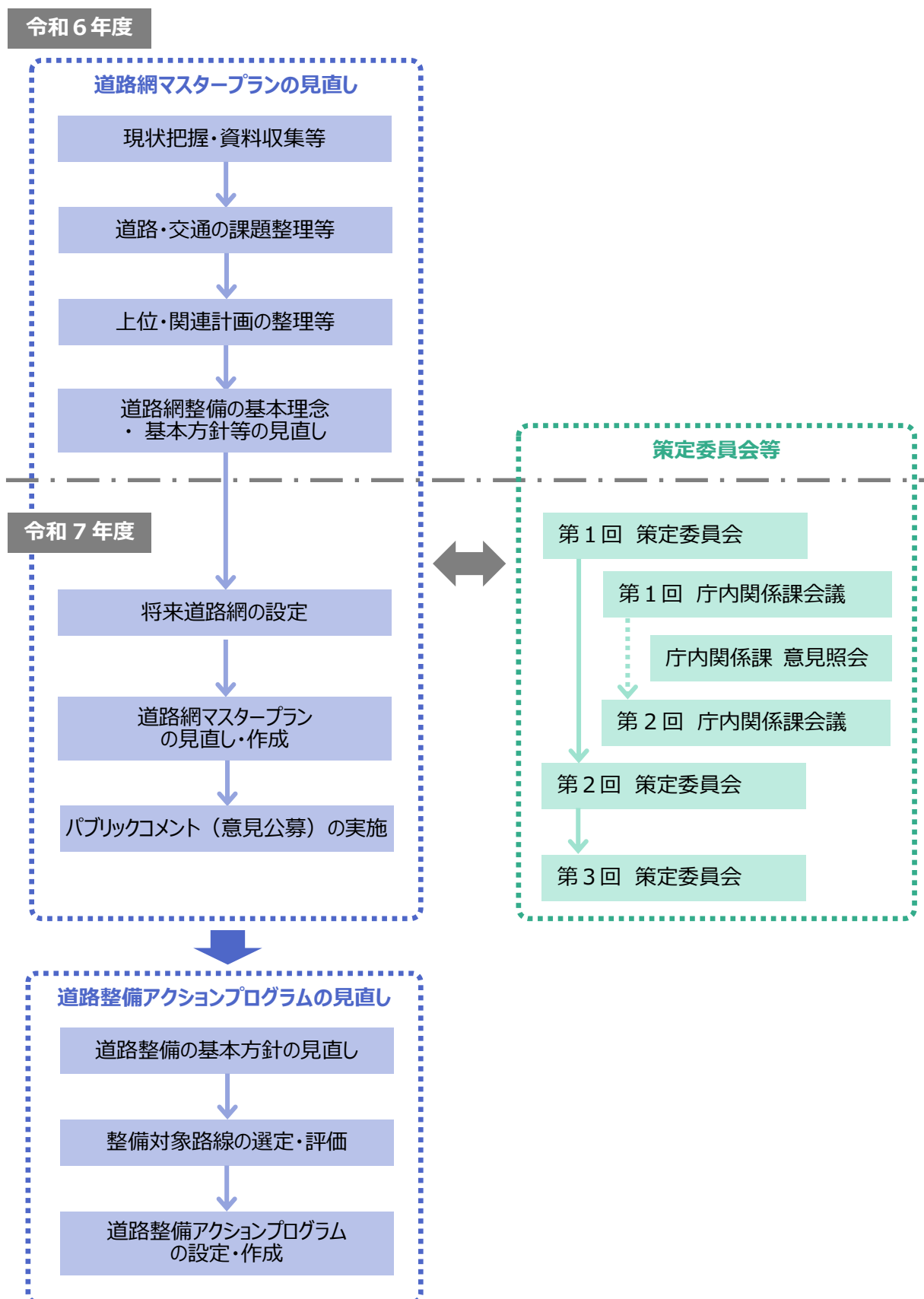


図 2-1 道路整備アクションプログラム見直しの流れ

## Ⅲ. 道路整備の優先度に係る方針

### 1. 道路整備の優先度に係る方針

効果的で効率的な道路整備を行うための道路整備優先度は、道路網マスタープランにおける整備方針への位置づけ状況や滋賀県道路整備アクションプログラム2023との連携等、5つの視点を基に検討します。

#### 視点1：道路網マスタープランにおける整備方針への位置づけ

道路網マスタープランでは、道路整備の基本方針1から4に対応した整備方針を定め、将来道路網を設定しています。この将来道路網は、上位計画、関連計画での位置づけや都市計画、本市の道路・交通の課題を踏まえて設定されていることから、整備方針に多く位置づけられている路線を優先的に整備していきます。

#### 視点2：滋賀県道路整備アクションプログラム2023との連携

滋賀県道路整備アクションプログラム2023で位置づけられている国道や県道等の広域的な幹線道路と、それらに接続する対象路線とで、できる限り整備時期の整合を図り、効率的・効果的に整備していきます。

なお、滋賀県道路整備アクションプログラム2023では、優先順位の判定に係る客観的評価指標が見直され、「地域特性」の反映が特に重要視されています。東近江地域では、拠点間ネットワーク整備では「ネットワーク・アクセス性の向上」「交通渋滞の緩和」、拠点内道路空間整備では「通学路等の安全性向上」の3つを地域特性に応じた重点項目として設定しており、これらの視点は道路網マスタープランの整備方針でも踏襲されています。

#### 視点3：事業の進捗状況・実現性

具体的な事業計画が検討され、実現性の高い路線や既に事業に着手し、進行中の路線については、その整備効果を早期に発現させるため、優先的に整備していきます。

#### 視点4：関連整備計画の有無

施設整備や開発事業、その他の公共事業等の関連整備計画と一体的に整備することで、効率的・効果的に整備していきます。

#### 視点5：戦略性・緊急性

旧近江八幡市と旧安土町との合併時に策定された新市基本計画において、戦略的に整備を検討した路線等を優先して整備していきます。

### 2. 計画期間

道路整備アクションプログラムの計画期間は、滋賀県道路整備アクションプログラム2023と整合を考慮し、今後おおむね10年間（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）に事業着手することを目標に検討します。なお、社会経済情勢の変化等により、必要が生じた場合には適宜見直しを行うものとします。

### 3. 道路網マスタープラン

道路整備アクションプログラムを検討するうえで重要となる、道路網マスタープランにおける位置づけ内容を示します。

#### (1) 道路整備の基本理念

道路網マスタープランでは、5つの道路整備の基本方針のもと、選択と集中による効果的・効率的な道路整備・維持を推進することで、「人がつながり 未来を紡ぐ『ふるさと近江八幡』」の実現を支えるために、道路整備の基本理念を定めています。

本市が目指す将来都市像

**人がつながり 未来を紡ぐ「ふるさと近江八幡」**

※近江八幡市第一次総合計画後期基本計画、近江八幡市都市計画マスタープラン、近江八幡市立地適正化計画

実現を支える

本市の道路整備の基本理念

**安心・安全な暮らしを支え、次世代へとつなげる「みちづくり」**

本市の道路整備の基本方針

1. 防災・減災を支える「強い」道路網の形成
2. 観光・経済活動を支え「にぎわい」を生み出す道路網の形成
3. 暮らしの利便性を向上させ「安心・安全」に移動できる道路網の形成
4. 健康増進を支え「ゆとり」をもたらす道路空間の形成
5. 次世代へ「つなぐ」持続可能な道路環境の維持管理

図 3-1 道路網マスタープランにおける道路整備の基本理念

## (2) 道路整備の基本方針

道路網マスタープランでは、道路整備の基本理念に基づき、20年から30年後を想定し、おおむね令和32(2050)年を目標年次として、5つの道路整備の基本方針に応じた道路網や道路空間の形成に向け、整備を推進していくこととしています。また、整備に当たっては、将来の財政状況等を踏まえながら、既存ストックの継続的な活用や優先度に応じて必要な路線を重点的に整備していくこととしています。

### 基本方針1：防災・減災を支える「強い」道路網の形成

- ① 緊急輸送道路や重要物流道路等、避難や救援活動、物資供給を行うために重要な道路の整備を推進します。
- ② 救急医療施設や主要な避難施設等へアクセスする道路の整備を推進します。
- ③ 住宅地等の居住地域において、緊急車両の通行や避難等が円滑に行える道路環境を形成します。
- ④ 近隣都市との連携強化に寄与する主要な道路の整備を推進します。

### 基本方針2：観光・経済活動を支え「にぎわい」を生み出す道路網の形成

- ① 国道8号をはじめ、県道や都市計画道路等、本市の骨格を形成し、観光・経済活動を支える幹線道路の整備を推進します。
- ② 蒲生スマートインターチェンジからのアクセス道路や、本市周辺の観光地及び市内の主要観光地を結ぶ、広域的な交流を支える道路の整備を推進します。
- ③ 経済活動の中心となる駅周辺のほか、観光資源の集積する地区周辺の回遊性の向上、にぎわいの創出に寄与する道路空間の形成を推進します。
- ④ 公共交通との連携強化及びパークアンドライド等による自動車交通を抑制する交通需要マネジメントを推進します。

### 基本方針3：暮らしの利便性を向上させ「安心・安全」に移動できる道路網の形成

- ① ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した安心・安全で快適に移動できる道路の整備を推進します。
- ② 都市計画道路等の既に計画されている道路のうち、必要性の高い道路の整備を推進します。
- ③ 公共交通網の確保・維持を支える道路の整備を推進します。
- ④ 交通事故の発生を抑制し、児童、学生等が安心・安全に通学できる道路の整備を推進します。
- ⑤ ゾーン30やゾーン30プラスの指定等、安心・安全に移動できる生活環境の形成を推進します。

#### **基本方針4：健康増進を支え「ゆとり」をもたらす道路空間の形成**

- ① 既存ストックをいかし、自転車利用の促進に寄与する快適な自転車利用環境の形成を推進します。
- ② 歩行者が安全、快適に、そして楽しく歩ける歩行環境の形成を推進します。

#### **基本方針5：次世代へ「つなぐ」持続可能な道路環境の維持管理**

- ① 整備された既存ストックを適切に管理、点検し、安心・安全で快適な移動環境を維持します。
- ② ライフサイクルコストを意識したアセットマネジメント等に基づいた道路整備、修繕を推進します。
- ③ 優先度に応じた、必要な路線の計画的で重点的な整備を推進します。

### **(3) 将来道路網**

道路網マスタープランでは、本市の上位計画に示される将来都市像の実現に向け、道路網マスタープランにおいて定めた1から4の道路整備の基本方針（維持管理に関する基本方針5を除く）に応じた、実現を目指す将来道路網を設定しています。

# 基本方針 1 : 防災・減災を支える「強い」道路網の形成



## 基本方針 2 : 観光・経済活動を支え「にぎわい」を生み出す道路網の形成



### 基本方針3：暮らしの利便性を向上させ「安心・安全」に移動できる道路網の形成



## 基本方針 4 : 健康増進を支え「ゆとり」をもたらす道路空間の形成



1) 将来道路網 路線図





2) 将来道路網 路線一覧

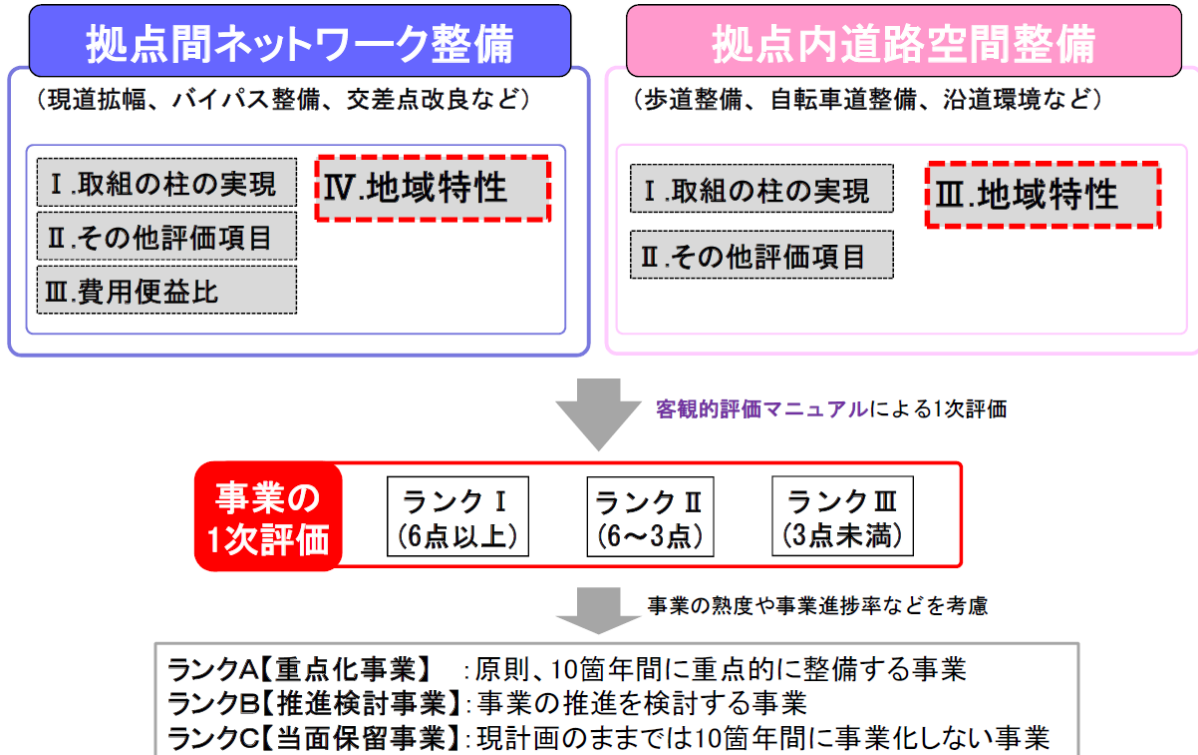
区分	番号	路線種別・路線名称	道路整備の基本方針				区分	番号	路線種別・路線名称	道路整備の基本方針			
			防災 減災	観光 経済	暮らし	健康 増進				防災 減災	観光 経済	暮らし	健康 増進
国 道	1	一般国道 8号	●	●			19	市道 中小森緑町線			●		
	2	一般国道 421号	●	●			20	市道 中小森鷹飼線	●	●	●	●	
	3	一般国道 477号	●	●	●	●	21	市道 安養寺若宮線		●			
		該当数	3	3	1	1	22	市道 若宮上田線	●	●	●	●	
県 道	1	主要地方道 大津能登川長浜線	●	●	●	●	23	市道 駅前西庄線		●	●	●	
	2	主要地方道 近江八幡竜王線		●	●		24	市道 黒橋西庄線			●		
	3	主要地方道 彦根近江八幡線	●	●	●	●	25	市道 区整南4条線	●	●	●	●	
	4	主要地方道 大津守山近江八幡線	●	●	●	●	26	市道 金剛寺鷹飼2号線	●	●	●	●	
	5	主要地方道 土山蒲生近江八幡線	●	●	●		27	市道 小西大房線	●		●		
	6	主要地方道 近江八幡守山線	●	●	●	●	28	市道 東横関竹町線	●				
	7	主要地方道 大津能登川長浜線(安土)	●	●	●	●	29	市道 東横関東町線	●				
	8	主要地方道 近江八幡竜王線(千僧供・倉橋部)	●	●	●		30	市道 池田本町竹町線	●				
	9	主要地方道 土山蒲生近江八幡線(中羽田・馬淵)	●	●	●		31	市道 馬淵上畑線	●				
	10	主要地方道 大津守山近江八幡線(野村)(水荃・大房)	●	●			32	市道 千僧供東川線	●				
	11	一般県道 安養寺入町線		●	●	●	33	市道 馬淵新在家線	●		●		
	12	一般県道 安土停車場桑実寺本堂線	●	●		●	34	市道 千僧供馬淵線	●		●		
	13	一般県道 下豊浦鷹飼線	●	●	●	●	35	市道 倉橋部浄土寺線		●	●		
	14	一般県道 安土西生来線	●	●	●	●	36	市道 倉橋部新巻線		●	●		
	15	一般県道 小脇西生来線		●			37	市道 浄土寺6号線		●	●		
	16	一般県道 大房東横関線	●	●	●	●	38	市道 竜王近江八幡八日市線		●	●		
	17	一般県道 近江八幡停車場線	●	●	●	●	39	市道 武佐西生来線			●		
	18	一般県道 栗見新田安土線	●	●	●	●	40	市道 長光寺武佐線	●	●	●		
	19	一般県道 伊庭円山線		●		●	41	市道 沖島10号線	●				
	20	一般県道 綾戸東川線		●			42	市道 沖島6号線	●				
	21	一般県道 近江八幡大津線	●	●		●	43	市道 沖島1号線	●				
	22	一般県道 近江八幡安土能登川自転車道線				●	44	市道 老蘇内野線	●	●	●	●	
		該当数	16	21	15	15	45	市道 老蘇中央線			●		
市 道	1	市道 黒橋八木線	●	●	●	●	46	市道 白王5号線		●		●	
	2	市道 近江八幡駅千僧供線	●	●	●	●	47	市道 弁天堤防1号線				●	
	3	市道 江頭野村線		●	●	●	48	市道 弁天堤防2号線				●	
	4	市道 江頭9号線	●	●	●	●	49	市道 北原線				●	
	5	市道 江頭古川線	●	●			50	市道 池田岩神2号線				●	
	6	市道 篠原駅南口停車場線		●	●	●	51	市道 江藤薬師線	●			●	
	7	市道 池田本町益田線	●		●		52	[仮称]市道 西元土田線(土田工区)	●	●	●	●	
	8	市道 孫平治土田線		●		●	53	[仮称]市道 黒橋八木線(黒橋工区)		●	●		
	9	市道 中村大房線	●	●	●	●	54	[仮称]市道 武佐老蘇線(西生来工区)	●	●	●		
	10	市道 白雲宮内線		●		●	55	[仮称]市道 武佐老蘇線(老蘇工区)	●	●			
	11	市道 出町仲屋町線		●	●	●	56	[仮称]市道 近江八幡安土連絡線		●			
	12	市道 上田出町線	●	●	●	●	57	[仮称]市道 馬淵上田線		●			
	13	市道 区整東5号線		●	●	●		該当数	29	34	35	27	
	14	市道 区整東1号線			●	●	1	[仮称]農道 八木古川線	●	●			
	15	市道 西本郷音羽線		●	●	●	2	[仮称]農道 浅小井常楽寺線		●			
	16	市道 浅小井大町線	●		●		3	[仮称]農道 安養寺野洲線		●	●		
	17	市道 下中筋線		●	●	●		該当数	1	3	1	0	
	18	市道 多賀円山線		●				合計	49	61	52	43	



## 4. 評価方法

### (1) 滋賀県道路整備アクションプログラム2023における客観的評価マニュアル

滋賀県道路整備アクションプログラム2023では、事業の優先度を客観的に評価するためのマニュアルを作成しています。



拠点間ネットワーク整備の評価指標	
評価項目	
<b>I. 取組みの柱の実現 1. つながる・ひろがる</b>	
<b>(1) 産業活動や地域交流を支える道路整備</b>	
①	新広域道路交通計画の位置付け
②	重要物流道路および代替・補完路の整備
③	緊急輸送道路の整備
④	大型車のすれ違い不能の解消が図れる整備
⑤	工区の起終点がともに改良済みの道路の整備
⑥	著しい渋滞を緩和できる整備
⑦	ピワイチおよびピワイチプラスに関連する整備
<b>(2) 拠点間のアクセス性を高める道路整備</b>	
①	鉄道や道路との立体交差化を図る整備
②	生活拠点や主要施設へのアクセス道路の整備
③	防災拠点間を結ぶ道路整備
④	事故危険箇所における整備
<b>(3) 気候変動等へ適応した道路整備</b>	
①	地域にとって唯一の道路の整備
②	事前通行規制区間や防災総点検要対策箇所の改善が図れる整備
③	リダンダンシーを確保する道路整備
<b>II その他の評価項目</b>	
①	地域振興の計画に位置付け
②	高速道路や直轄国道整備に併せた整備
③	市町のまちづくり等と一体となった整備
④	環境負荷を低減する整備
<b>III 費用便益比</b>	
①	走行改善効果の点数化
<b>IV 地域特性</b>	
①	地域の重点項目(4項目以内)

【取組の柱の実現】  
マスタープランの  
取組の実現度を評価

【その他の評価】

【費用便益比】

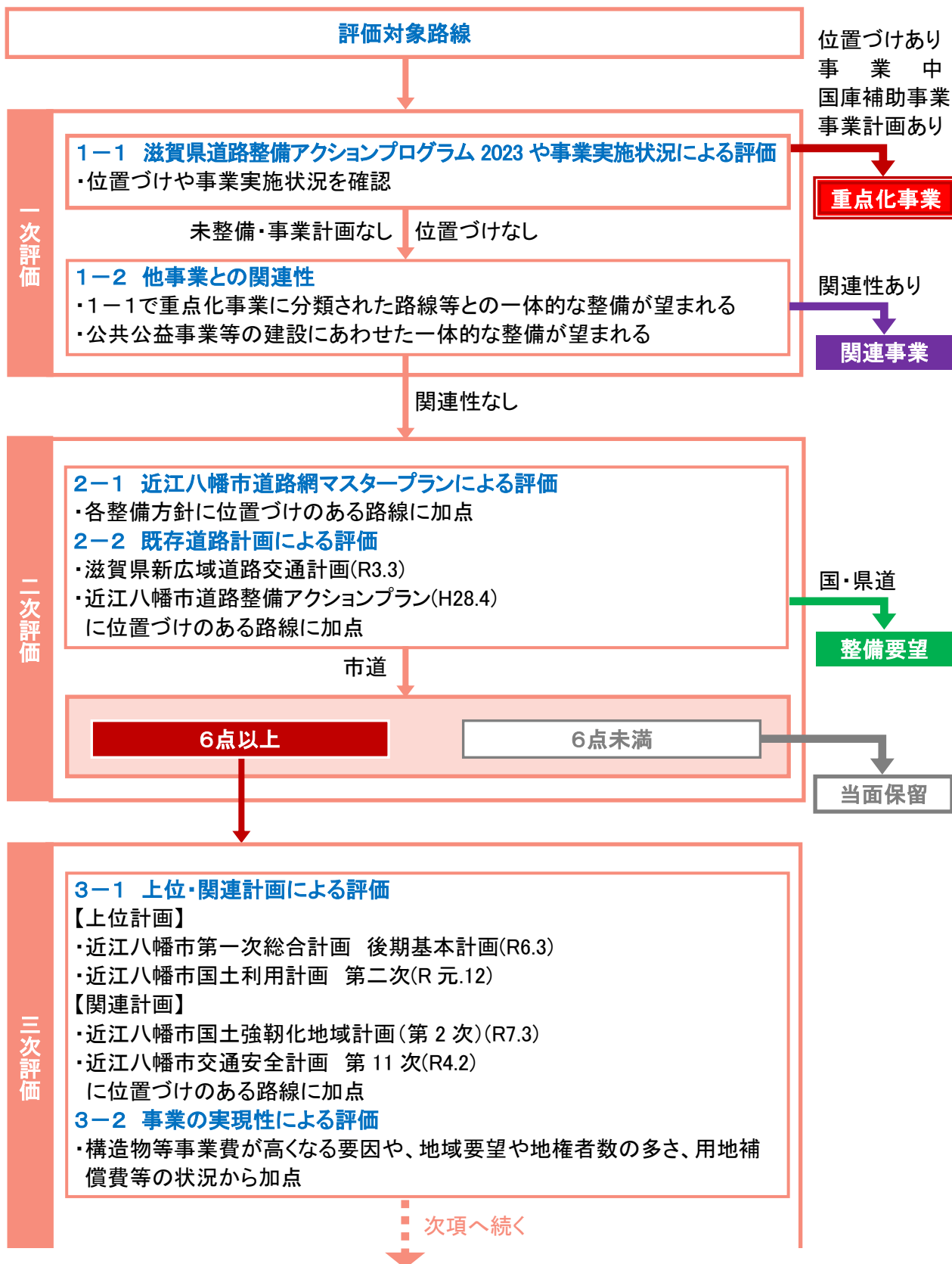
【地域特性】

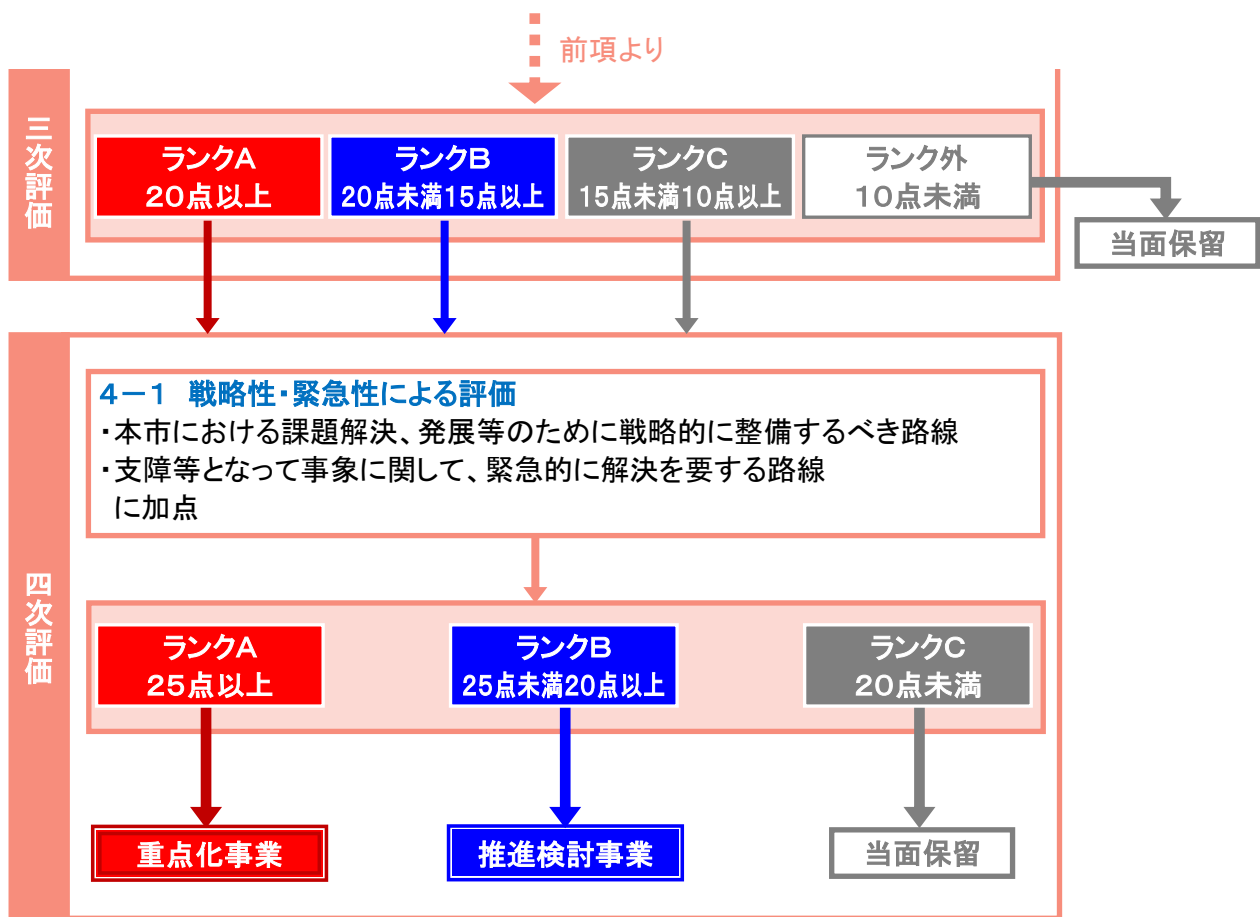
拠点内道路空間整備の評価指標		
評価項目		
<b>I. 取組みの柱の実現 3. 快適でセーフティ</b>		
<b>(1) 人中心の空間創出</b>		
① 歩行者人数(歩道整備の場合)	【取組の柱の実現】 マスタープランの 取組の実現度を評価	
歩行者・自転車交通量(自転車歩行者道整備の場合)		
② 自動車交通量		
③ 通学路等の整備		
④ 自転車走行空間の整備		
⑤ 人と車両との事故状況		
⑥ 歩道等の整備状況		
⑦ 前後区間の歩道整備状況		
⑧ 事故危険箇所における整備		
<b>(2) 街並みや沿道環境に調和した道路空間の整備</b>		
① 環境に配慮した整備	【その他の評価】	
② 道路緑化を図る整備		
③ 観光資源などの有無		
<b>(3) マイカーに頼りすぎないための道路整備</b>		
① バス路線(コミュニティバス、スクールバス等も含む)の整備		
② 鉄道駅・主要な公共公益施設の有無		
<b>(4) 誰もが利用しやすく、人に優しい道路整備</b>		
① 高齢者や身体障害者等の移動の円滑化を図る歩道等の整備		
<b>II その他の評価項目</b>		
① 歩行者利便増進道路制度の位置付け		
② 快適でにぎわいのある道路空間の整備		
③ 市町のまちづくり等と一体となった整備		
<b>III 地域特性</b>		
① 地域の重点項目(4項目以内)	【地域特性】	

図 3-2 客観的評価マニュアル

## (2) 整備優先度による評価

整備優先度の評価方法は、道路整備の優先度に係る方針で示した5つの視点を念頭に、滋賀県道路整備アクションプログラム2023の客観的評価マニュアルを参考に設定します。





- 重点化事業**：原則的に10年以内に事業着手を行い、重点的に整備推進する路線
- 推進検討事業**：10年以内に事業推進に向けた検討を開始する路線
- 整備要望**：国・県に対し、整備要望を継続的に実施していく路線
- 関連事業**：関連事業にあわせ一体的に整備する路線
- 当面保留**：他路線の整備進捗状況等を踏まえつつ、当面の事業推進を保留する路線

図 3-3 道路整備の優先度評価フロー

## 5. 評価対象路線

道路整備優先度の評価対象路線は、道路網マスタープランで位置づけた将来道路網を構成する85路線（国道3路線、県道（主要地方道・一般県道）22路線、市道57路線、その他3路線）のうち、次に示した条件以外の路線に該当する46路線（国道2路線、県道10路線、市道33路線、その他1路線）とします。

### 評価対象外の路線

- ◆ 改良・整備済の路線
- ◆ 未改良区間はあるがバイパス計画のある現道路線
- ◆ 現状において、必要な道路機能を有している路線

表 3-1 評価対象の路線(国道・県道)

区分	番号	路線種別・路線名称
国道	1	一般国道 8号
	3	一般国道 477号
	路線数 2	
県道	1	主要地方道 大津能登川長浜線
	6	主要地方道 近江八幡守山線
	7	主要地方道 大津能登川長浜線(安土)
	8	主要地方道 近江八幡竜王線(千僧供・倉橋部)
	9	主要地方道 土山蒲生近江八幡線(中羽田・馬淵)
	10	主要地方道 大津守山近江八幡線(野村)(水茎・大房)
	13	一般県道 下豊浦鷹飼線
	16	一般県道 大房東横関線
	18	一般県道 栗見新田安土線
	19	一般県道 伊庭円山線
路線数 10		

表 3-2 評価対象の路線(市道・その他)

区分	番号	路線種別・路線名称
市 道	1	市道 黒橋八木線
	3	市道 江頭野村線
	4	市道 江頭9号線
	5	市道 江頭古川線
	9	市道 中村大房線
	10	市道 白雲宮内線
	12	市道 上田出町線
	14	市道 区整東1号線
	16	市道 浅小井大町線
	18	市道 多賀円山線
	19	市道 中小森緑町線
	20	市道 中小森鷹飼線
	22	市道 若宮上田線
	24	市道 黒橋西庄線
	27	市道 小西大房線
	33	市道 馬淵新在家線
	34	市道 千僧供馬淵線
	35	市道 倉橋部浄土寺線
	36	市道 倉橋部新巻線
	42	市道 沖島6号線
	43	市道 沖島1号線
	44	市道 老蘇内野線
	47	市道 弁天堤防1号線
	48	市道 弁天堤防2号線
	49	市道 北原線
	50	市道 池田岩神2号線
	51	市道 江藤薬師線
	52	[仮称]市道 西元土田線(土田工区)
	53	[仮称]市道 黒橋八木線(黒橋工区)
	54	[仮称]市道 武佐老蘇線(西生来工区)
	55	[仮称]市道 武佐老蘇線(老蘇工区)
	56	[仮称]市道 近江八幡安土連絡線
	57	[仮称]市道 馬淵上田線
	路線数	33
その他	2	[仮称]農道 浅小井常楽寺線
		路線数

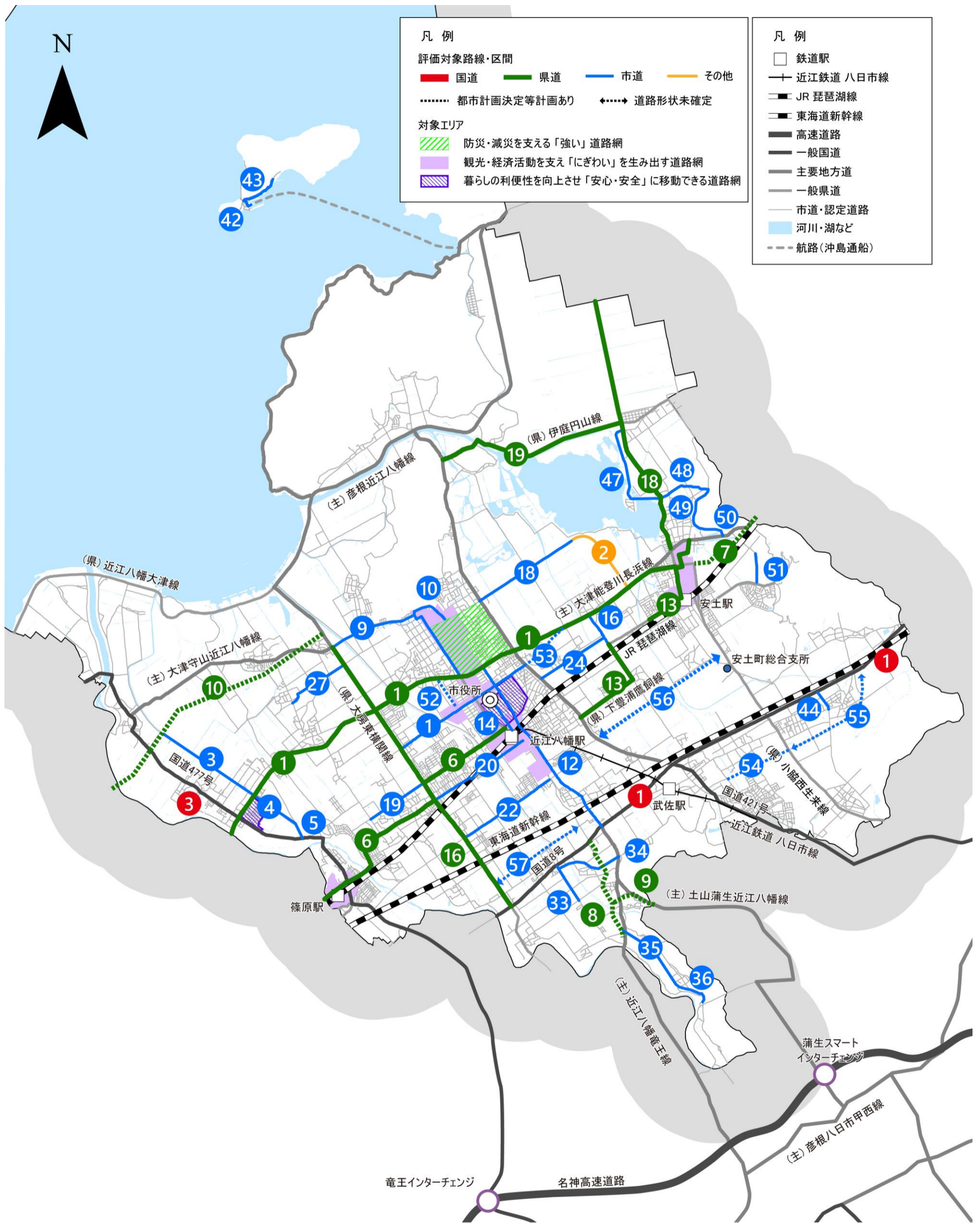


図 3-4 評価対象路線



## 6. 評価対象路線以外の対応方針

### (1) 道路網マスタープランで位置づけた対象エリアの対応方針

道路網マスタープランでは、「防災・減災を支える『強い』道路網の形成」「観光・経済活動を支え『にぎわい』を生み出す道路網の形成」「暮らしの利便性を向上させ『安心・安全』に移動できる道路網の形成」の3つの道路整備の基本方針において対象エリアを指定しています。これらエリアについては、基本方針・整備方針の実現に向けて以下のような対応方策を今後検討します。

表 3-3 対象エリアの対応方針

基本方針	対象エリア	対応方針
1 防災・減災を支える「強い」道路網の形成【整備方針③】	旧市街地周辺区域	・密集市街地における狭あい道路対策として、狭隘道路整備等促進事業や密集市街地総合防災事業を検討 ・「近江八幡市既存建築物耐震改修計画」に基づき重点的な耐震化の促進 等
2 観光・経済活動を支え「にぎわい」を生み出す道路網の形成【整備方針③】	近江八幡駅周辺・官庁街・旧市街地に至る区域、安土駅周辺区域、篠原駅周辺区域	・まちなかづくり支援制度(まちなかウォーク推進事業等)や歩行者利便増進道路(ほこみち)制度の活用を検討 等
3 暮らしの利便性を向上させ「安心・安全」に移動できる道路網の形成【整備方針⑤】	近江八幡駅北側区域丸の内町	・ゾーン30・ゾーン30プラス指定区域の拡大を検討 ・侵入抑制及び速度抑制対策の実施(物理的デバイスの設置等) 等

### (2) 評価対象路線以外の道路等の対応方針

道路整備アクションプログラムにおいては、道路網マスタープランで位置づけた路線のうち、既に着手し、進行中の事業や未改良、未整備(バイパス等)を評価対象としており、個別交差点の改良や通学路における交通安全対策、自治会要望等による側溝改修など道路環境の向上に係る生活道路の整備等は評価対象には含めていません。これらへの対応は、緊急性等を踏まえつつ、関係部局や地元自治会等との協議、調整を図りながら対応します。

## IV. 対象路線の評価

対象路線の評価を道路整備の優先度評価フローに基づき実施します。

### 1. 一次評価

一次評価では、滋賀県道路整備アクションプログラム2023への位置づけや事業実施状況、他事業との関連性により評価します。

#### (1) 滋賀県道路整備アクションプログラム2023や事業実施状況による評価

滋賀県道路整備アクションプログラム2023への位置づけや事業実施状況（事業中、事業計画の有無）を評価します。

ここで、滋賀県道路整備アクションプログラム2023への位置づけがある路線、事業実施中や事業計画がある路線においては、原則的に10年以内に事業着手を行い、重点的に整備推進する路線として**重点化事業**に位置づけます。

#### (2) 他事業との関連性による評価

(1)で**重点化事業**に分類された路線等との一体的な整備が望まれる路線や公共公益事業等の建設にあわせた一体的な整備が望まれる路線を評価します。

ここで、関連性が高く一体的な整備が望まれる路線においては、整備時期をその路線にあわせる等の調整を整備主体と実施し、整備推進する路線として**関連事業**に位置づけます。

#### (3) 一次評価結果

(1)の評価により**重点化事業**として17路線（国道1路線、県道8路線、市道8路線）を位置づけます。また、(2)の評価により**関連事業**として市道3路線を位置づけます。

滋賀県が整備を進めている「主要地方道大津守山近江八幡線（野村）」に接続し、中心市街地への円滑な交通を確保するために整備が必要な市道江頭野村線、市道江頭9号線を関連事業路線として位置づけます。

また、市道黒橋八木線については、「近江八幡市にぎわい・交流拠点地区計画」に基づき、新庁舎整備事業、市民広場（旧市民病院跡地）事業に関連して、再整備を進めることから関連事業路線に位置づけます。

これら以外の25路線（国道1路線、県道2路線、市道22路線、その他1路線）については二次評価で引き続き評価します。

表 4-1 一次評価結果(国道、県道、市道、その他)

区分	番号	路線種別・路線名称	滋賀県 道路整備 AP2023	事業中・ 事業計画あり	評 価	他事業との 関連性	一次評価
国 道	1	一般国道 8号					二次評価へ
	3	一般国道 477号	●	●	重点化事業		
	路線数 2		1	1		0	
県 道	1	主要地方道 大津能登川長浜線	●	●	重点化事業		
	6	主要地方道 近江八幡守山線	●		重点化事業		
	7	主要地方道 大津能登川長浜線(安土)	●	●	重点化事業		
	8	主要地方道 近江八幡竜王線(千僧供・倉橋部)	●	●	重点化事業		
	9	主要地方道 土山蒲生近江八幡線(中羽田・馬淵)	●	●	重点化事業		
	10	主要地方道 大津守山近江八幡線(野村)(水荃・大房)	●	●	重点化事業		
	13	一般県道 下豊浦鷹飼線					二次評価へ
	16	一般県道 大房東横関線	●	●	重点化事業		
	18	一般県道 栗見新田安土線	●		重点化事業		
	19	一般県道 伊庭円山線					二次評価へ
路線数 10		8	6		0		
市 道	1	市道 黒橋八木線				●	関連事業
	3	市道 江頭野村線				●	関連事業
	4	市道 江頭9号線				●	関連事業
	5	市道 江頭古川線					二次評価へ
	9	市道 中村大房線					二次評価へ
	10	市道 白雲宮内線					二次評価へ
	12	市道 上田出町線		●	重点化事業		
	14	市道 区整東1号線		●	重点化事業		
	16	市道 浅小井大町線					二次評価へ
	18	市道 多賀円山線					二次評価へ
	19	市道 中小森緑町線		●	重点化事業		
	20	市道 中小森鷹飼線					二次評価へ
	22	市道 若宮上田線	●	●	重点化事業		
	24	市道 黒橋西庄線		●	重点化事業		
	27	市道 小西大房線					二次評価へ
	33	市道 馬淵新在家線		●	重点化事業		
	34	市道 千僧供馬淵線		●	重点化事業		
	35	市道 倉橋部浄土寺線					二次評価へ
	36	市道 倉橋部新巻線					二次評価へ
	42	市道 沖島6号線					二次評価へ
	43	市道 沖島1号線					二次評価へ
	44	市道 老蘇内野線					二次評価へ
	47	市道 弁天堤防1号線					二次評価へ
	48	市道 弁天堤防2号線					二次評価へ
	49	市道 北原線					二次評価へ
	50	市道 池田岩神2号線					二次評価へ
	51	市道 江藤薬師線					二次評価へ
	52	[仮称]市道 西元土田線(土田工区)					二次評価へ
	53	[仮称]市道 黒橋八木線(黒橋工区)					二次評価へ
	54	[仮称]市道 武佐老蘇線(西生来工区)			●	重点化事業	
	55	[仮称]市道 武佐老蘇線(老蘇工区)					二次評価へ
	56	[仮称]市道 近江八幡安土連絡線					二次評価へ
	57	[仮称]市道 馬淵上田線					二次評価へ
路線数 33		1	8		3		
そ の 他	2	[仮称]農道 浅小井常楽寺線					二次評価へ
路線数 1		0	0		0		
合 計 46		10	15		3		





## 2. 二次評価

二次評価では、近江八幡市道路網マスタープランや既存道路計画への位置づけ状況により評価します。

### (1) 近江八幡市道路網マスタープランによる評価

近江八幡市道路網マスタープランの基本方針1から4の各整備方針における位置づけ状況を点数化し評価します。配点については、基本点を2点としつつ、緊急輸送道路や重要物流道路等、避難や救援活動、物資供給を行うために重要な道路に重きを置いた配点としています。

表 4-3 近江八幡市道路網マスタープランによる評価と配点

#### 基本方針1：防災・減災を支える「強い」道路網の形成

整備方針	評価対象	配点
①緊急輸送道路や重要物流道路等、避難や救援活動、物資供給を行うために重要な道路の整備を推進	・第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路 ・重要物流道路	5
②救急医療施設や主要な避難施設等へアクセスする道路の整備を推進	・コミュニティエリア、主要な避難施設等にアクセスする道路	2
③住宅地等の居住地域において、緊急車両の通行や避難等が円滑に行える道路環境を形成	※対象エリアを指定しているため、評価項目から除外	—
④近隣都市との連携強化に寄与する主要な道路の整備を推進	・広域連携軸【近江八幡市都市計画マスタープラン】 ・無電柱化事業が位置づけられている国道、県道【滋賀県道路整備アクションプログラム2023】	2

## 基本方針2：観光・経済活動を支え「にぎわい」を生み出す道路網の形成

整備方針	評価対象	配点
①国道8号をはじめ、県道や都市計画道路等、本市の骨格を形成し、観光・経済活動を支える幹線道路の整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携軸、広域連携軸【近江八幡市都市計画マスタープラン】</li> <li>・都市計画道路</li> <li>・主要渋滞箇所が指定されている道路</li> <li>・バイパス整備事業、道路拡幅事業が位置づけられている国道、県道【滋賀県道路整備アクションプログラム2023】</li> </ul>	2
②蒲生スマートインターチェンジからのアクセス道路や、本市周辺の観光地及び市内の主要観光地を結ぶ広域的な交流を支える道路の整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名神高速道路蒲生スマートインターチェンジにアクセスする道路</li> <li>・広域連携軸【近江八幡市都市計画マスタープラン】</li> <li>・主要な観光地を結ぶ道路</li> </ul>	2
③経済活動の中心となる駅周辺のほか、観光資源の集積する地区周辺の回遊性の向上、にぎわいの創出に寄与する道路空間の形成を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能誘導区域内の道路</li> </ul>	2
④公共交通との連携強化及びパークアンドライド等による自動車交通を抑制する交通需要マネジメントを推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パークアンドライドにおいて、シャトルバスが発着する駐車場にアクセスする道路</li> </ul>	1

## 基本方針3：暮らしの利便性を向上させ「安心・安全」に移動できる道路網の形成

整備方針	評価対象	配点
①ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した安心・安全で快適に移動できる道路の整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定道路【近江八幡市交通バリアフリー基本構想（近江八幡駅周辺）】</li> <li>・居住誘導区域【近江八幡市立地適正化計画】内の国道、県道、都市計画道路等</li> <li>・歩行空間整備事業、歩道整備事業が位置づけられている国道、県道【滋賀県道路整備アクションプログラム2023】</li> </ul>	2
②都市計画道路等の既に計画されている道路のうち、必要性の高い道路の整備を推進	※道路整備アクションプログラムにおいて整備の必要性を評価するものとされているため、評価項目から除外	—
③公共交通網の確保・維持を支える道路の整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近江八幡駅、JR篠原駅、JR安土駅、近江鉄道武佐駅、堀切港にアクセスする道路</li> </ul>	2
④交通事故の発生を抑制し、児童、学生等が安心・安全に通学できる道路の整備を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校からおおむね500メートル圏内の通学路のうち、交通事故の発生が多い箇所を含む道路</li> </ul>	2
⑤ゾーン30やゾーン30プラスの指定等、安心・安全に移動できる生活環境の形成を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーン30やゾーン30プラスの指定エリア内の道路</li> </ul>	2

## 基本方針 4：健康増進を支え「ゆとり」をもたらす道路空間の形成

整備方針	評価対象	配点
①既存ストックを活かし、自転車利用の促進に寄与する快適な自転車利用環境の形成を推進	・本市や県で位置づけられているサイクリングルート ・自転車通行空間整備事業に位置づけられている国道、県道【滋賀県道路整備アクションプログラム2023】	2
②歩行者が安全に、快適に、そして楽しく歩ける歩行環境の形成を推進	・特定道路【近江八幡市交通バリアフリー基本構想（近江八幡駅周辺）】 ・居住誘導区域【近江八幡市立地適正化計画】内の国道、県道、都市計画道路等	2

### (2) 既存道路計画による評価

既存道路計画として、①滋賀県新広域道路交通計画（令和3年3月）、②近江八幡市道路整備アクションプラン（平成28年4月）への位置づけ状況を点数化し評価します。計画への位置づけ状況による評価については、位置づけの有無の差をより明確に評価するため配点を高く設定しています。

表 4-4 既存道路計画による評価と配点

既存道路計画	配点
①滋賀県新広域道路交通計画(令和3年3月)	10
②近江八幡市道路整備アクションプラン(平成28年4月)	3

### (3) 二次評価結果

二次評価により評価点の合計が6点未満となった12路線（市道11路線、その他1路線）を、他の路線の整備進捗状況等を踏まえつつ、当面の事業推進を保留する路線として**当面保留**に位置づけます。

また、国道1路線、県道2路線においては、整備主体となる国や県に対し、整備要望を継続的に実施していく路線として**整備要望**に位置づけます。これら以外の市道11路線については三次評価で引き続き評価します。

表 4-5 二次評価結果(国道、県道、市道、その他)

区分	番号	路線種別・路線名称	道路網マスタープラン												既 存 道 路 計 画		評価点	二次評価	
			防災・減災			観光・経済活動				暮らしの利便性				健康増進					
			①	②	④	①	②	③	④	①	③	④	⑤	①	②	①			②
			5	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	10			3
国 道	1	一般国道 8号	●	●	●	●	●		●							●		24	整備要望
		路線数 1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0		
県 道	13	一般県道 下豊浦鷹飼線	●					●		●	●	●			●			15	整備要望
	19	一般県道 伊庭円山線				●	●							●				6	整備要望
		路線数 2	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0		
市 道	5	市道 江頭古川線		●		●												4	当面保留
	9	市道 中村大房線	●			●	●	●	●	●		●		●	●			20	三次評価へ
	10	市道 白雲宮内線				●	●							●				6	三次評価へ
	16	市道 浅小井大町線		●							●							4	当面保留
	18	市道 多賀円山線					●		●									3	当面保留
	20	市道 中小森鷹飼線		●				●			●				●			8	三次評価へ
	27	市道 小西大房線	●	●								●						9	三次評価へ
	35	市道 倉橋部浄土寺線					●				●							4	当面保留
	36	市道 倉橋部新巻線					●				●							4	当面保留
	42	市道 沖島6号線		●														2	当面保留
	43	市道 沖島1号線		●														2	当面保留
	44	市道 老蘇内野線	●			●						●			●			11	三次評価へ
	47	市道 弁天堤防1号線												●				2	当面保留
	48	市道 弁天堤防2号線												●				2	当面保留
	49	市道 北原線												●				2	当面保留
	50	市道 池田岩神2号線												●				2	当面保留
	51	市道 江藤薬師線	●											●				7	三次評価へ
	52	[仮称]市道 西元土田線(土田工区)		●		●		●		●					●	●		13	三次評価へ
	53	[仮称]市道 黒橋八木線(黒橋工区)		●		●			●	●						●		10	三次評価へ
	55	[仮称]市道 武佐老蘇線(老蘇工区)		●		●										●		7	三次評価へ
	56	[仮称]市道 近江八幡安土連絡線				●	●									●		7	三次評価へ
	57	[仮称]市道 馬淵上田線				●	●									●		7	三次評価へ
		路線数 22	5	11	0	10	7	5	4	4	5	3	0	7	5	0	6		
そ の 他	2	[仮称]農道 浅小井常楽寺線					●		●									3	当面保留
		路線数 1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
		合 計 26	7	12	1	12	10	6	6	5	6	4	0	8	6	1	6		



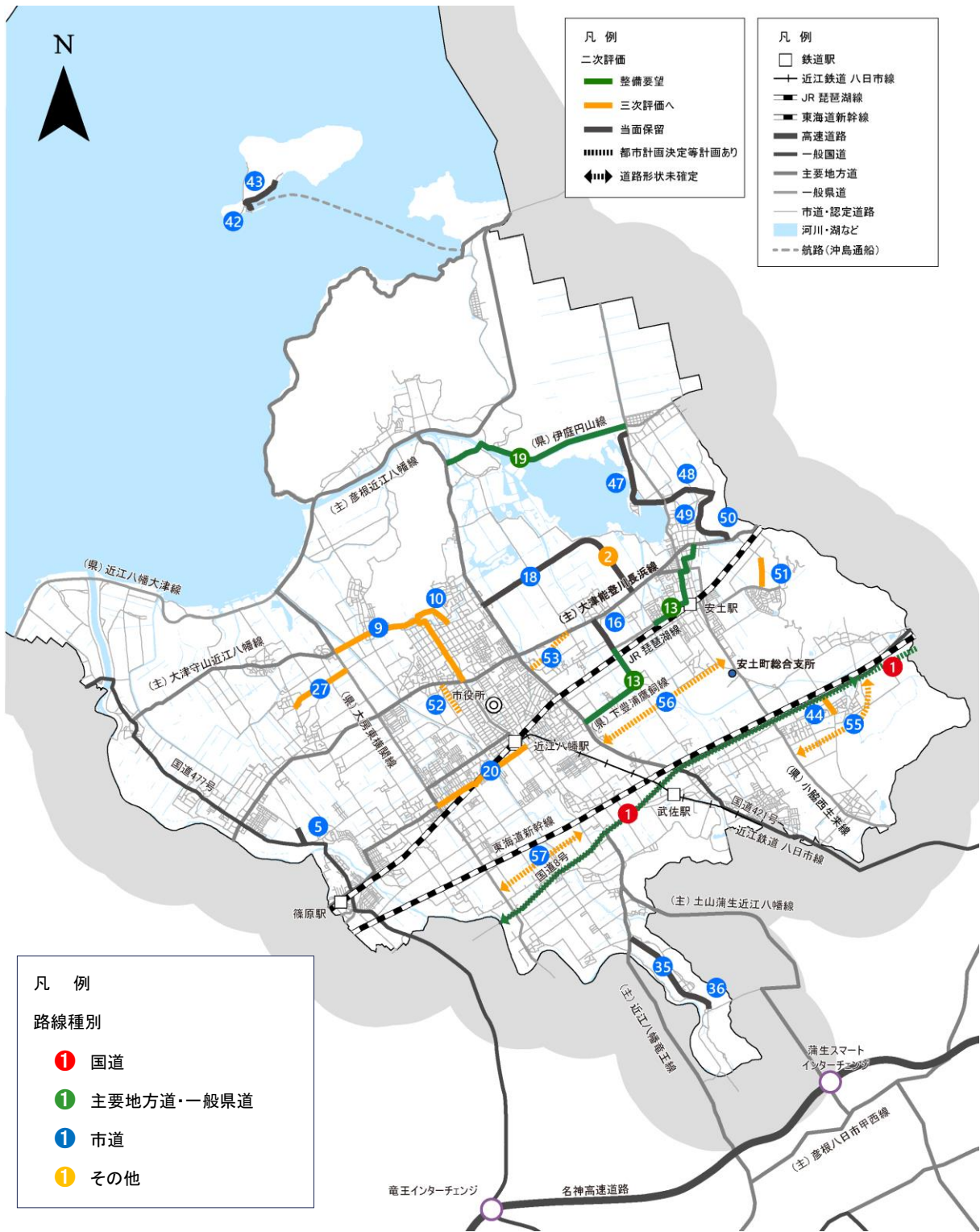


図 4-2 二次評価結果

### 3. 三次評価

三次評価では、本市の上位計画、関連計画への位置づけや事業の実現性により評価します。

#### (1) 上位・関連計画による評価

本市の上位計画、関連計画として以下の計画への位置づけ状況を点数化し評価します。

表 4-7 上位計画・関連計画による評価と配点

上位計画・関連計画	配点
①上位計画 近江八幡市第一次総合計画 後期基本計画(令和6年3月) 近江八幡市国土利用計画 第二次(令和元年12月)	3
②関連計画 近江八幡市国土強靱化地域計画(第2次)(令和7年3月) 近江八幡市交通安全計画 第11次(令和4年2月)	2

#### (2) 事業の実現性による評価

構造物等事業費が高くなる要因や、地域要望や地権者数の多さ、用地補償費等の状況を点数化し評価します。

表 4-8 事業の実現性による評価と配点

事業の実現性	配点
①事業費高騰要因 ・橋梁等の重要構造物が少なく、用地買収、補償物件等も少ないなど、事業費が割高ではない路線である。	3
②地元合意形成要因 ・地元等において、事業に対し協力的であり、合意形成が得られ易いことなどから事業を円滑に進めることができる。	3

#### (3) 三次評価結果

三次評価により累積評価点の合計が10点未満となった市道3路線を、他の路線の整備進捗状況等を踏まえつつ、当面の事業推進を保留する路線として**当面保留**に位置づけます。また、それ以外の路線については、15点未満10点以上となった市道2路線を**ランクC**、20点未満15点以上となった市道5路線を**ランクB**、20点以上となった市道1路線を**ランクA**とし、四次評価で引き続き評価します。

表 4-9 三次評価結果(市道)

区分	番号	路線種別・路線名称	二次評価 評価点		上位・関連計画		事業の実現性		評価点 合計	三次評価
			①	②	①	②	①	②		
市道	9	市道 中村大房線	20						20	ランクA 四次評価へ
	10	市道 白雲宮内線	6						6	当面保留
	20	市道 中小森鷹飼線	8						8	当面保留
	27	市道 小西大房線	9				●	●	15	ランクB 四次評価へ
	44	市道 老蘇内野線	11	●			●		17	ランクB 四次評価へ
	51	市道 江藤薬師線	7						7	当面保留
	52	[仮称]市道 西元土田線(土田工区)	13			●		●	18	ランクB 四次評価へ
	53	[仮称]市道 黒橋八木線(黒橋工区)	10				●	●	16	ランクB 四次評価へ
	55	[仮称]市道 武佐老蘇線(老蘇工区)	7	●			●		13	ランクC 四次評価へ
	56	[仮称]市道 近江八幡安土連絡線	7	●			●		13	ランクC 四次評価へ
	57	[仮称]市道 馬淵上田線	7	●			●	●	16	ランクB 四次評価へ
		路線数 11	4	1	8	6				
		合計 11	4	1	8	6				

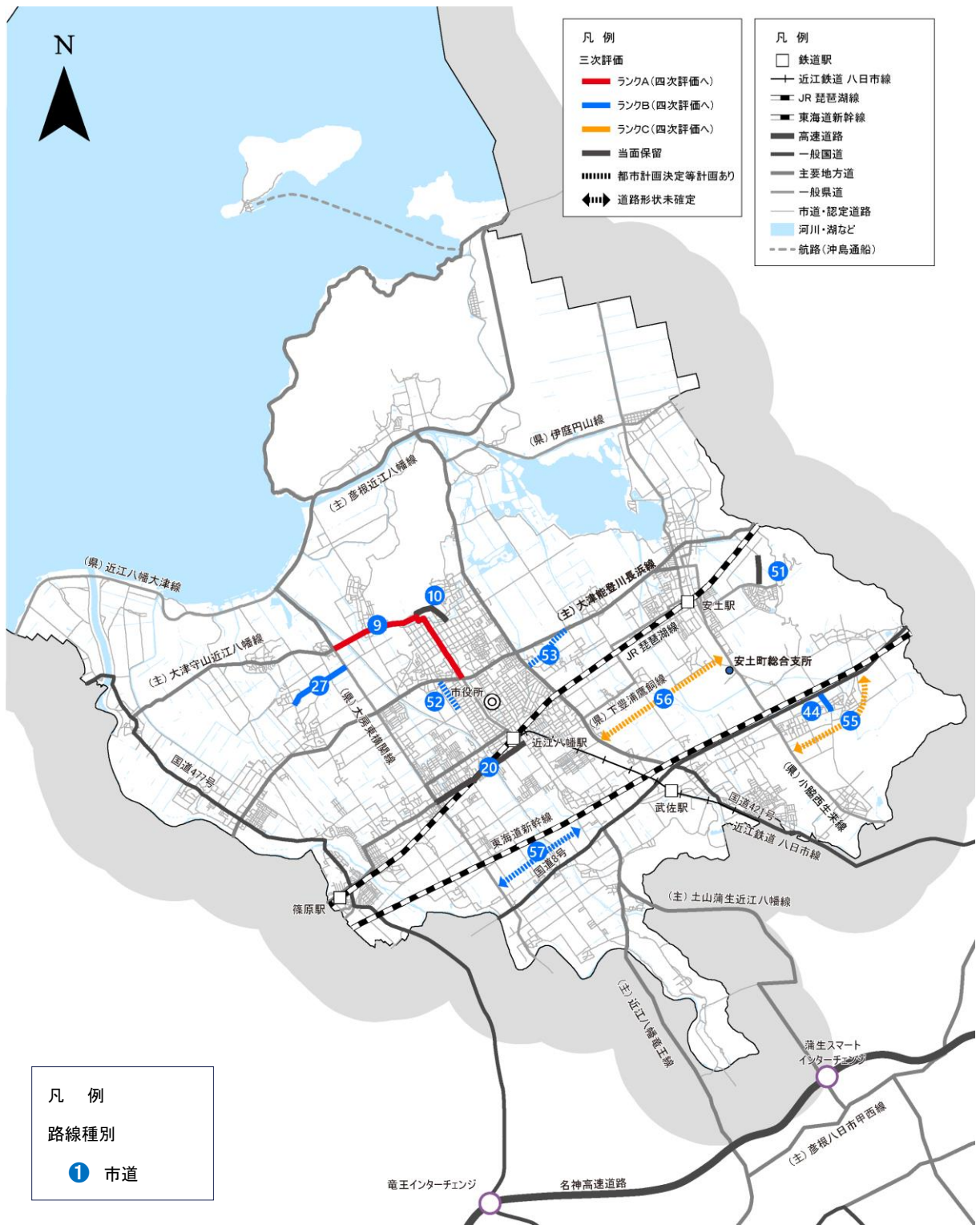


図 4-3 三次評価結果

## 4. 四次評価

四次評価では、本市における課題解決、発展等のために戦略的に整備すべき路線や、支障等となっている事象に関して、緊急的に解決を要する路線を評価します。

### (1) 戦略性による評価

本市における課題解決、発展等のために戦略的に整備すべき路線として、以下の路線を点数化し評価します。

表 4-10 戦略性による評価と配点

戦略性	配点
①隣接市町との連携、ネットワークの形成等に資する路線	5
②重要戦略・政策課題に資する路線	3

### (2) 緊急性による評価

支障等となっている事象に関して、緊急的に解決を要する路線として、以下の路線を点数化し評価します。

表 4-11 緊急性による評価と配点

緊急性	配点
①混雑・渋滞の解消、ボトルネックの解消に資する路線	5
②歩行者・自転車の安全性向上に資する路線	3

### (3) 四次評価結果

四次評価により累積評価点の合計が20点未満となった市道1路線を**ランクC**とし、他の路線の整備進捗状況等を踏まえつつ、当面の事業推進を保留する路線として**当面保留**に位置づけます。また、25点未満20点以上となった市道5路線を**ランクB**とし、10年以内に事業推進に向けた検討を開始する路線として**推進検討事業**に位置づけ、25点以上となった市道2路線を**ランクA**とし、原則的に10年以内に事業着手を行い、重点的に整備推進する路線として**重点化事業**に位置づけます。

表 4-12 四次評価結果(市道)

区分	番号	路線種別・路線名称	三次評価		戦略性		緊急性		評価点 合計	四次評価
			評価点	評価	①	②	①	②		
市	9	市道 中村大房線	20	ランクA				●	23	ランクB 推進検討事業
	27	市道 小西大房線	15	ランクB		●		●	21	ランクB 推進検討事業
	44	市道 老蘇内野線	17	ランクB					17	ランクC 当面保留
	52	[仮称]市道 西元土田線(土田工区)	18	ランクB			●		23	ランクB 推進検討事業
	53	[仮称]市道 黒橋八木線(黒橋工区)	16	ランクB	●	●	●		29	ランクA 重点化事業
	55	[仮称]市道 武佐老蘇線(老蘇工区)	13	ランクC	●		●	●	26	ランクA 重点化事業
	56	[仮称]市道 近江八幡安土連絡線	13	ランクC	●		●		21	ランクB 推進検討事業
	57	[仮称]市道 馬淵上田線	16	ランクB		●		●	22	ランクB 推進検討事業
		路線数			3	4	3	4		
		合計			3	4	3	4		

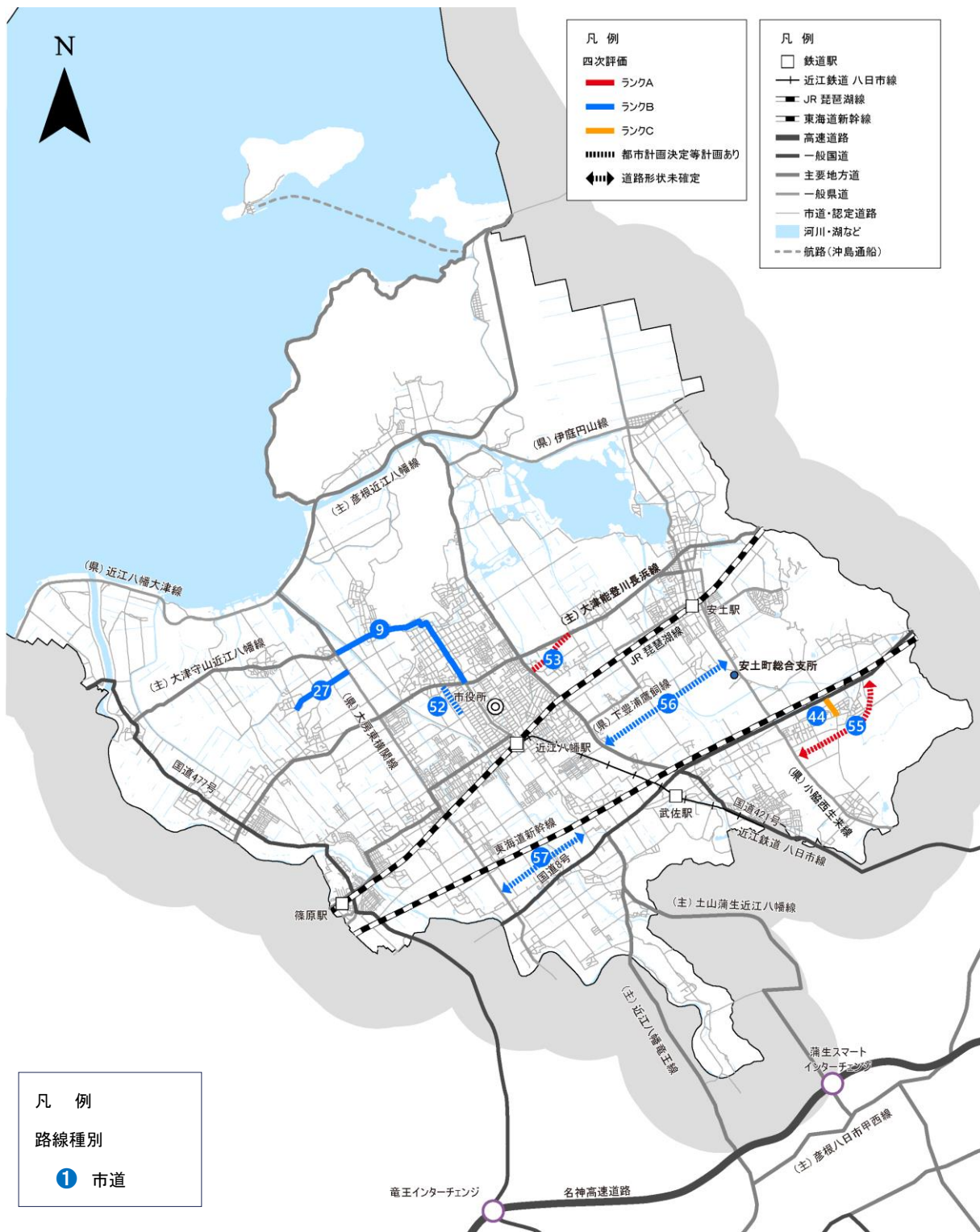


図 4-4 四次評価結果

## V. 道路整備アクションプログラム

### 1. 整備路線

#### (1) 滋賀県道路整備アクションプログラム2023（一般国道・主要地方道・一般県道の整備路線）

滋賀県が管理する一般国道（補助国道）、主要地方道、一般県道のうち、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」に掲載されている路線については、一次評価で**重点化事業**として評価しています。

##### 1) 計画期間

10年間（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

##### 2) 地域の重要項目と整備事業

###### ・拠点間ネットワーク整備事業

- ① ネットワーク・アクセス性を高める道路の整備
- ② 渋滞を緩和させる道路の整備

番号	路線種別・路線名称等	整備時期等			摘要	
		継続	前期 R5～9			着手 時期 検討
			着手	完了		
3	一般国道 477号					
	3-1 (古川・野村)			●	バイパス整備	
7	主要地方道 大津能登川長浜線 (安土)		●		バイパス整備	
8	主要地方道 近江八幡竜王線 (千僧供・倉橋部)	●		(●)	バイパス整備	
9	主要地方道 土山蒲生近江八幡線 (中羽田・馬淵)		●		バイパス整備	
10	主要地方道 大津守山近江八幡線					
	10-1 (野村)		●		バイパス整備	
	10-2 (水茎・大房)			●	バイパス整備	
16	一般県道 大房東横関線	●			歩道空間整備	
18	一般県道 栗見新田安土線			●	道路拡幅	
22	主要地方道 近江八幡守山線 (上田・若宮)		●		道路拡幅	
	(市道 若宮上田線)					

※ (●)は部分完了を示しています。

※ 番号22の市道若宮上田線は、「主要地方道 近江八幡守山線（上田・若宮）」として、滋賀県の道路事業に位置づけられています。

## ・拠点内道路空間整備事業

### ③通学路等における自歩道等の整備

番号	路線種別・路線名称等	整備時期等			摘要	
		継続	前期 R5～9			着手 時期 検討
			着手	完了		
3	一般国道 477号					
	3-2 (上野・安養寺)		●		歩道空間整備	
1	主要地方道 大津能登川長浜線					
	1-1 (田中江)			●	歩道空間整備	
	1-2 (西庄)	●			歩道空間整備	
6	主要地方道 近江八幡守山線			●	歩道空間整備	

滋賀県では、このほかに琵琶湖を周回する湖周道路（③主要地方道彦根近江八幡線、④主要地方道大津守山近江八幡線、①一般県道近江八幡大津線）において、ビワイチ（自転車通行空間整備事業）が進められています。

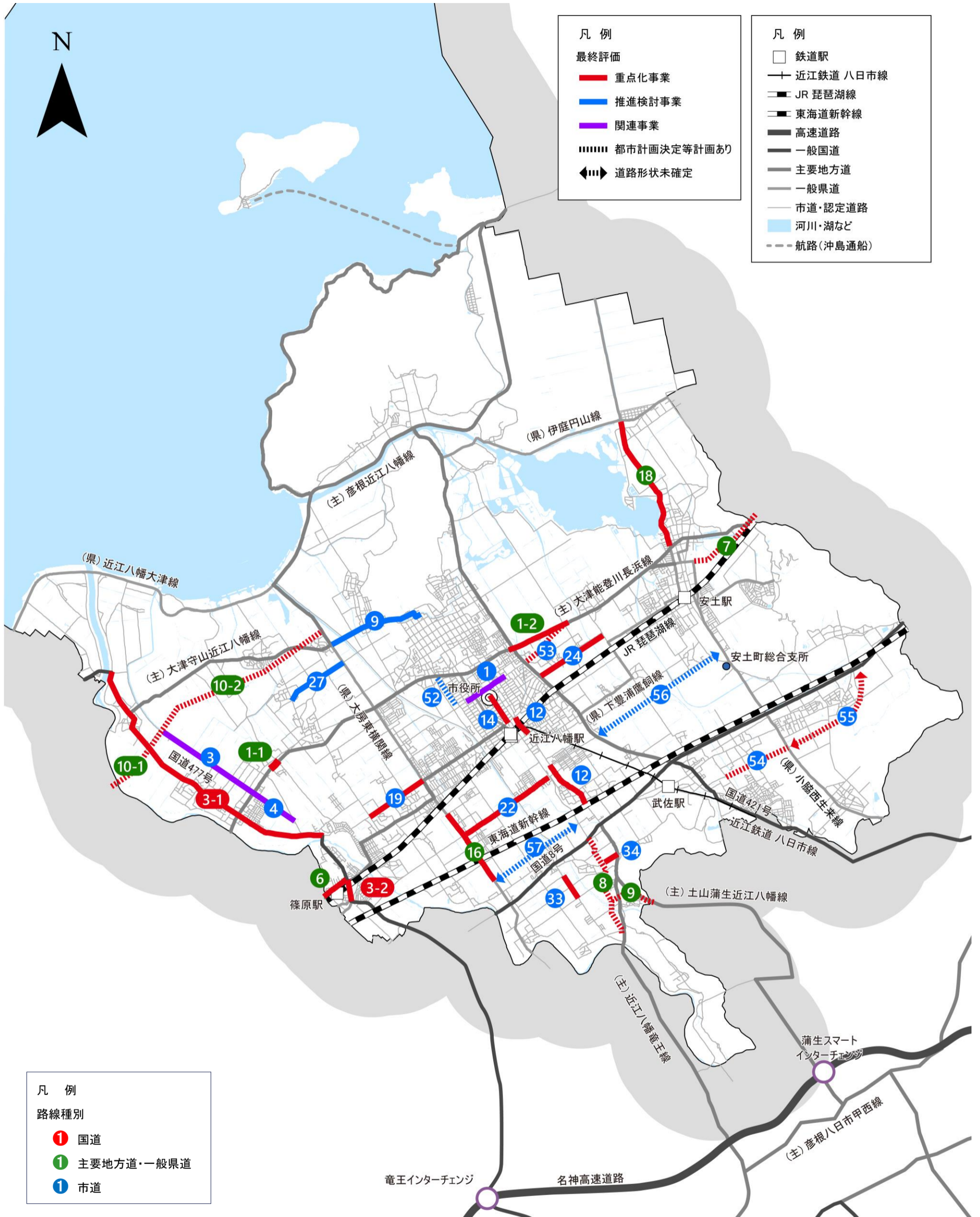
## (2) 市道の整備路線

一次評価から四次評価において、**重点化事業**、**関連事業**、**推進検討事業**に評価された路線は次表のとおりです。既に事業に着手し、継続して事業が進められている路線は**重点化事業**としています。

なお、整備時期等について、継続路線は、既に着手していることから計画期間（10年以内）での完了を目標としています。また、前期着手は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度、後期着手は令和13（2031）年度から令和17（2035）年度としています。着手時期検討については、関連事業の進捗状況や社会情勢、市政の状況等を踏まえて、事業計画の策定に着手します。

番号	路線種別・路線名称等	評価結果	整備時期等				摘要
			継続	前期着手	後期着手	着手時期検討	
1	市道 黒橋八木線	関連事業		●			再整備 (交差点改良等)
3	市道 江頭野村線	関連事業				●	道路拡幅
4	市道 江頭9号線	関連事業				●	道路拡幅
9	市道 中村大房線	推進検討事業				●	道路拡幅
12	市道 上田出町線	重点化事業	●				道路拡幅
14	市道 区整東1号線	重点化事業		●			交通安全対策 (ゾーン30プラス)
19	市道 中小森緑町線	重点化事業	●				道路拡幅
24	市道 黒橋西庄線	重点化事業	●				通学路 (歩道設置)
27	市道 小西大房線	推進検討事業				●	通学路 (歩道設置)
33	市道 馬淵新在家線	重点化事業	●				通学路 (歩道設置)
34	市道 千僧供馬淵線	重点化事業	●				通学路 (歩道設置)
52	[仮称]市道 西元土田線 (土田工区)	推進検討事業				●	新設整備 (都市計画道路)
53	[仮称]市道 黒橋八木線 (黒橋工区)	重点化事業		●			新設整備 (都市計画道路)
54	[仮称]市道 武佐老蘇線 (西生来工区)	重点化事業	●				新設整備 (連絡道路)
55	[仮称]市道 武佐老蘇線 (老蘇工区)	重点化事業			●		新設整備 (連絡道路)
56	[仮称]市道 近江八幡安土連絡線	推進検討事業				●	新設整備 (連絡道路)
57	[仮称]市道 馬淵上田線	推進検討事業				●	新設整備

道路整備アクションプログラム 整備路線図





## 2. 整備要望路線

二次評価において、国道8号、一般県道下豊浦鷹飼線、一般県道伊庭円山線を「整備要望」路線としての評価をしました。

国土交通省管理の直轄国道である国道8号については、令和7年12月には彦根～東近江区間（彦根市佐和山町地先から近江八幡市安土町石寺地先）が都市計画道路びわこ東部幹線として都市計画決定されるなど、バイパス整備事業が進められています。その先線にあたる近江八幡市安土町石寺地先から野洲市小篠原間の約15キロメートルについては、近江八幡市、東近江市、竜王町、野洲市で構成する「国道8号（東近江区間）整備促進期成同盟会」等を通じて、国に対し整備促進の要望活動を続けています。

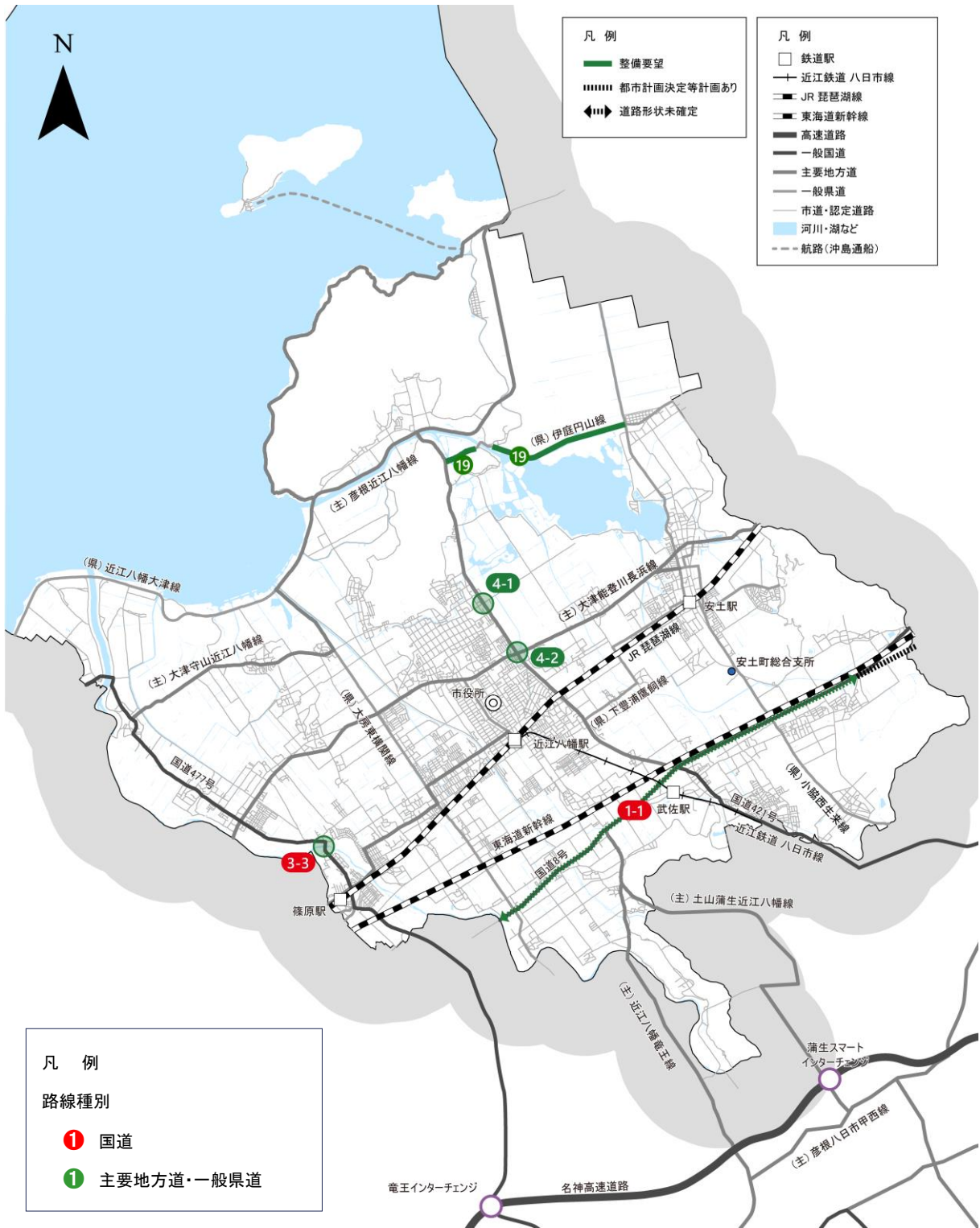
また、一般県道下豊浦鷹飼線については、「整備要望」路線としての評価となりましたが、主要な区間は改良、整備済となっていることから「整備要望」路線からは除外することとします。

その他、二次評価で「整備要望」路線としての評価はありませんでしたが、滋賀県管理の補助国道である国道477号については、近江八幡市、大津市、守山市、野洲市で構成する「国道477号（近江八幡市～大津市区間）整備促進期成同盟会」等を通じて、国、滋賀県に対し整備促進の要望活動を続けており、特に古川橋については、道路幅員も狭く、歩道もないことから改築を要望しています。

また、近年のオーバートーリズム等により土日祝日を中心に主要地方道大津守山近江八幡線の主要交差点付近では著しい渋滞が発生していることから渋滞解消策としての交差点改良事業について、滋賀県と協議、調整を図りながら、工事着手に向け整備要望を続けています。

番号	路線種別・路線名称等	摘要	備考
1	一般国道 8号		
	1-1 (安土町東老蘇～東横関町)	道路整備(4車線化)	国土交通省
3	一般国道 477号		
	3-3 (古川橋)	橋梁改築(拡幅・歩道設置)	滋賀県
4	主要地方道 大津守山近江八幡線		
	4-1 (多賀交差点)	交差点改良	滋賀県(事業着手済)
	4-2 (音羽交差点)	交差点改良	滋賀県
19	一般県道 伊庭円山線	道路拡幅	滋賀県

# 国・県への整備要望路線図



## VI. 持続可能な道路環境の維持管理

### 1. 持続可能な道路環境の維持管理への取組

#### (1) 適切で継続的な維持管理

道路網マスタープランの基本方針5「次世代へ『つなぐ』持続可能な道路環境の維持管理」における課題として、適切で継続的な維持管理と修繕があります。道路ストックを適切に管理、点検することで安心・安全な道路環境を維持します。具体的な取組として、「近江八幡市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、本市が管理している橋梁328橋（道路橋326橋、歩道橋2橋）について、道路法で定められた5年に1回の頻度で定期点検を計画的に実施するとともに点検結果に基づき、予防保全的に橋梁の修繕を行っています。

また、主要な路線の舗装等についても同様に点検計画を策定し、定期的な点検の結果に基づき、ライフサイクルに応じた効率的な舗装の修繕を検討、推進します。

#### (2) 持続可能な道路環境を維持するための計画的な道路整備・修繕

持続可能な道路環境を維持するためには、計画的な道路の整備、修繕が必要なことから緊急性、重要度等に基づき、優先順位を付け、必要な路線について計画的に整備、修繕を推進します。

### 2. 強靱で安心・安全な道路環境への取組

緊急輸送道路をはじめとした主要な道路は、地震等の災害発生時における救急・救命活動や救援・復旧支援活動を支えるとともに市民生活を維持していく上で、非常に重要な道路です。このことから強靱な道路環境を維持するためには、橋梁等の耐震化（改築、耐震補強等）を図っていく必要があります。

本市域における緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路として国土交通省が管理する直轄国道の国道8号、滋賀県が管理する補助国道の国道421号の2路線、第2次緊急輸送道路として、滋賀県が管理する主要地方道大津守山近江八幡線他6路線と本市が管理する市道黒橋八木線、市道近江八幡駅千僧供線を合わせた9路線があります。さらに第3次緊急輸送道路として、滋賀県が管理する国道477号、主要地方道大津能登川長浜線他8路線と本市が管理する市道中村大房線他12路線を合わせた23路線があります。

国道、主要地方道、一般県道においては、国土交通省、滋賀県が橋梁の耐震化を推進しています。市道の橋梁においても、緊急輸送道路等の主要な道路については、橋梁の耐震化を図っていく必要があることから着実に耐震化事業を推進するための具体的な耐震化計画の策定に取り組んでいきます。

また、緊急輸送道路においては地震等の災害発生時における電柱等の倒壊対策として、無電柱化を推進しており、電柱等の新規設置については、道路法第37条第1項の規定に基づき、制限しています。

## 用語集

【あ行】	
近江八幡市 既存建築物耐震改修計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成25年11月に一部改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」を踏まえ、平成20年3月に策定されていた旧近江八幡市及び旧安土町の耐震改修促進計画を統合、改定した新たな耐震改修促進計画のこと。計画では、「重点的に耐震化すべき地域」と「重点的に耐震化すべき建築物」を位置づけ、関係機関と連携しながら重点的に耐震化の促進を図っていくこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点的に耐震化すべき地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 古い木造住宅等の密集地域</li> <li>② 地域の防災拠点地区</li> <li>③ 被害の発生しやすい地域</li> </ul> </li> <li>・重点的に耐震化すべき建築物 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時に重要な機能を果たす建築物</li> <li>② 生活の基盤となる建築物</li> <li>③ 多数の人々に利用される建築物</li> <li>④ 災害時に多大な被害につながる恐れのある建築物</li> <li>⑤ 倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
オーバーツーリズム	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定の地域に非常に多くの観光客が来訪し、交通渋滞や宿泊施設不足、マナーの悪化等の観光公害が発生し、地域住民の生活に支障が生じているだけでなく、観光客の満足度も損なわれている状況のこと。</li> </ul>
【か行】	
狭あい道路整備等促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●狭あい道路対策に係る事業手法として活用できる国の補助制度（国土交通省住宅局所管）。事業を実施するためには「狭あい道路拡幅等整備促進計画」の策定が要件となっている。</li> </ul>
【た行】	
道路法第37条第1項 (道路の占用の禁止又は制限区域等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路管理者は、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。 第3号 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合。</li> </ul>
【ま行】	
まちなかづくり支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出することを目的とした様々な支援策をまとめた制度のことであり、都市再生特別措置法に基づき、市町村が都市再生整備計画を策定することにより国から予算の支援（社会資本整備総合交付金）を受けることが出来る。支援事業には「まちなかウォークラブル推進事業」、「官民連携まちなか再生推進事業」などがあり、国土交通省都市局が主導し、予算だけでなく法律、税制による支援もある。</li> </ul>
密集市街地総合防災事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●密集市街地における総合的な環境整備に支援を重点的に推進する国の補助制度（国土交通省住宅局所管）であり、事業を実施するためには「密集市街地総合防災計画」の策定が要件となっている。</li> </ul>





近江八幡市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



## 近江八幡市 道路整備アクションプログラム

令和8(2026)年3月

発行 / 近江八幡市 都市整備部土木課